



Ministry of Justice  
Japan

法務及び人権分野における  
日本国法務省とインドネシア共和国法務人権省との間の  
協力覚書

日本国法務省及びインドネシア共和国法務人権省（以下、個別的に「当事者」と、集合的に「両当事者」という。）は、

主権及び平等及びそれぞれの国の発展における法の支配及び人権の向上に係る相互利益の原則の重要性を認識し、

両当事者が法の支配や民主主義という共通の価値を共有するパートナーであることを認め、

それぞれの国の法務及び人権分野における協力及び相互支援の増大を望み、

その協力が両当事者を益するものであり、両国の平和、繁栄及び法の支配を益するものであることを確信し、

それぞれの国における適用可能な法令並びに法の支配及び人権に係る手続及び政策にのっとり、

次の認識に至った。

第1項  
目的

本協力覚書（以下「本覚書」という。）は、法務及び人権分野において知見を交換し情報を共有することにより、両当事者間で相互の友情、理解及び協力を一層発展させることを目的とする。

第2項  
協力の範囲

両当事者は、次の分野におけるセミナー、研修又は研究の開催・実施、グッド・プラクティスの交換及び人材育成を含む協力活動を促進し、強化する。

- 1 出入国管理に関する制度及びその運用
- 2 矯正施設建築を含む施設内処遇及び社会内処遇等の犯罪者処遇に関する制度及びその運用

JK

JK

- 3 民商事分野における法制度の整備
- 4 両当事者が主催する国際会議
- 5 人権の促進及び保護
- 6 両当事者が相互に決定するその他の活動

### 第3項 協力の条件

- 1 本覚書における協力は、各当事者の権限の範囲内で、それぞれの国で効力を有する国内法令に従い実施する。
- 2 両当事者は、利用可能な予算、人的・物的資源の範囲内で本覚書における協力を実施する。
- 3 両当事者は、他に相互に決定しない限り、各自の費用を負担する。
- 4 本覚書は、両当事者にいかなる財政的及び法的な義務も課さない。

### 第4項 連絡先

- 1 各当事者の本覚書の実施を担当する連絡先は、次のとおりとする。
  - (1) 日本国法務省：大臣官房国際課
  - (2) インドネシア共和国法務人権省：事務総局
- 2 各当事者は、連絡先に変更が生じた場合には、速やかに他方の当事者に通知する。

### 第5項 修正

本覚書は、両当事者の相互の同意により、書面でいつでも修正することができる。当該修正は、両当事者が相互に決定する日から有効となり、本覚書の不可分の一部を構成する。

### 第6項 意思疎通、モニタリング、評価

両当事者は、第2項に掲げる協力活動をモニター、評価及び促進するため、定期的に意思疎通を行う。

### 第7項 紛争の解決

本覚書の解釈又は実施において生ずる両当事者間のいかなる紛争も、協議及び交渉を通じて友好的に解決される。

第8項  
情報の保全

- 1 両当事者は、本覚書の実施を通じて取得した情報の秘密を確保し、情報を提供する者からの事前の書面による同意なしに、第三者に対しいかなる情報も開示しない。
- 2 本項は、本覚書の下での協力が終了した場合でも、効力を有し続ける。

第9項  
開始、期間及び終了

- 1 本覚書における協力は、両当事者の署名により開始される。
- 2 各当事者は、連絡先を通じ、他方の当事者に6か月前までに書面で終了の意思を通知することにより、本覚書を終了させることができる。
- 3 本覚書の終了に伴い、両当事者は、本覚書に基づく進行中のプロジェクト及び活動を継続するか否かについて、協議を通じて決定する。

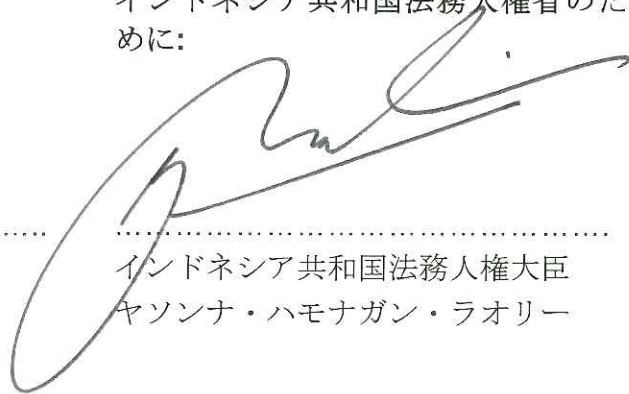
本覚書は、2018年10月10日、日本国東京において、同等の価値を有する日本語、インドネシア語及び英語のテキストによりそれぞれ2部作成される。解釈に相違がある場合には、英語のテキストによる。

日本国法務省のために:

インドネシア共和国法務人権省のために:

山下貴司

日本国法務大臣  
山下貴司



インドネシア共和国法務人権大臣  
ヤソンナ・ハモナガン・ラオリー